

北 建 国 保 の 組 合 員 の 皆 様 へ

【令和4年度】新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
国民健康保険料が減免となります。

【保険料減免の対象となる世帯】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険料を全額免除または一部を減免**

【減免の要件と保険料の減免割合】

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが前年の収入に比べて30%以上減少する見込みであること。

減少率	減免割合
50%以上減少	全額免除
40%以上50%未満減少	3 / 4 減免
30%以上40%未満減少	1 / 2 減免

【保険料減免の対象となる期間】

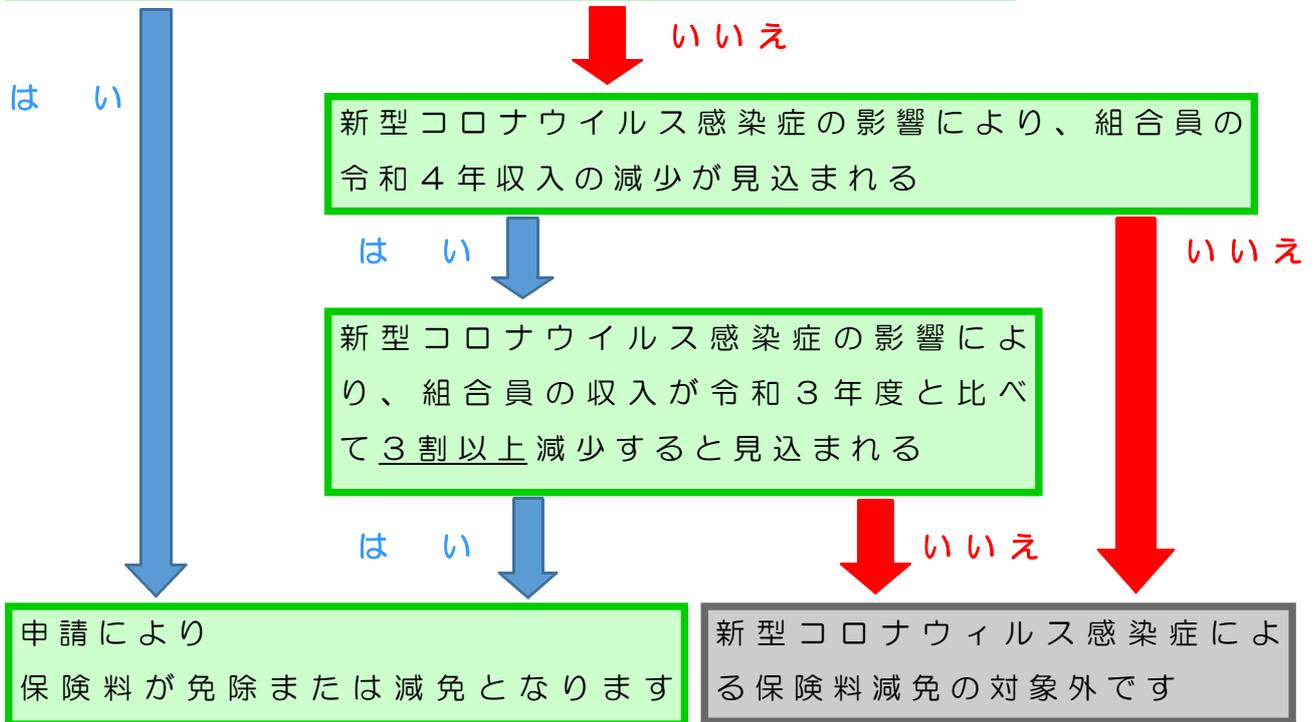
令和4年10月から令和4年12月まで（3ヶ月分）

【届出に必要な書類】

- A. 新型コロナウイルス感染症と診断された主たる生計維持者**
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免申請書
 - ② 死亡診断書または医師の診断書
 - B. 事業収入等の減少が見込まれる法人事業主**
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免申請書
 - ② 令和3年及び令和4年のそれぞれ1年間(1月から12月)の売上がわかる帳簿等の写し
 - C. 事業収入等の減少が見込まれる個人事業主および一人親方**
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免申請書
 - ② 令和3年及び令和4年の確定申告書の写し
 - D. 給与収入等の減少が見込まれる従業員**
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免申請書
 - ② 令和3年及び令和4年の源泉徴収票の写し
- ※ 保険金、損害賠償金等の補てんがある場合は、その金額がわかる書類を添付

新型コロナウイルス感染症による 保険料減免の簡易フローチャート

組合員が新型コロナウイルス感染症により死亡した、
または重篤な傷病を負った



※保険料減免は申請内容や提出書類により審査し決定します。

《 申請方法 》

申請書等は、ホームページからダウンロードするか、支部窓口にて
配布しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の宛先
(組合本部) に提出書類を郵送で申請して下さい。

【ホームページ】北建国保で検索 ⇒

北建国保

【宛先】〒062-0934

札幌市豊平区平岸4条9丁目10-20

北海道建設国民健康保険組合

Tel 011-812-7731

【締め切り】令和5年3月31日必着

申請件数が多くなることが予想されるため、お時間をいただく場合が
ありますので、ご了承下さい。

